

**論点整理を踏まえた  
個別論点の検討状況について**  
(3. 食品廃棄物等の再生利用・熱回収、  
4. 食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発)

## ●再生利用等実施率（目標値）

食品リサイクル法に基づき、再生利用等実施率の業種別目標値が基本方針に定められており、業種別目標値を達成するために、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標（基準実施率）の算定方法が判断基準省令に定められているところ。

次期の再生利用等実施率の業種別目標値の設定に当たっては、特に外食産業等の多様な排出形態をはじめ現場の実態を踏まえた検討を行う。

### 再生利用等実施率の算出式

再生利用等実施率 =

$\frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95(\quad) + \text{減少量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$

（ ）食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

### 基準実施率（個別企業の目標値）の算出式

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント

(注1) 20%未満は20%として基準実施率を計算

(注2) 平成19年度の基準実施率は平成19年度の実績

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

### 基準実施率の例

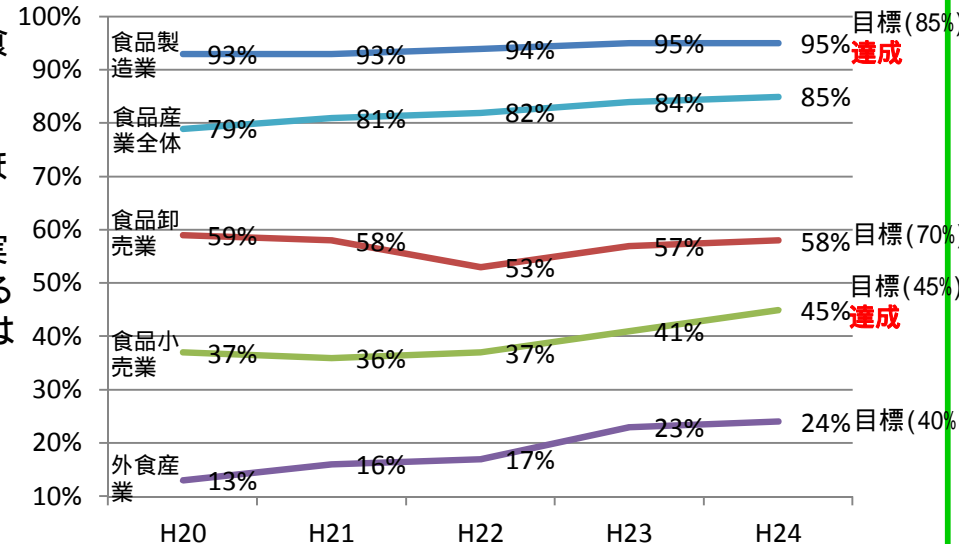
	H19(基準年)	H20(1年後)	H21(2年後)	H22(3年後)	H23(4年後)	H24(5年後)
A事業者	79.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
B事業者	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%
C事業者	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	52.0%	53.0%
D事業者	12.0%	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%

### 業種別目標値

#### 目標の達成状況

業種別目標値は、個々の事業者の取組が計画（基準実施率）どおり進んだ場合に達成される水準に設定

食品製造業、食品小売業は目標値を達成  
食品卸売業はほぼ一定  
外食産業は着実に向上しているが、目標達成は困難な状況



#### 次期基本方針における業種別目標値

次期の業種別目標値設定にあたっては、各々の事業者の目標値である基準実施率（毎年1～2%上昇等）のあり方、現在の目標達成状況を踏まえ、基準実施率の基準年のあり方を含めて検討。

# 定期報告制度

定期報告は、年間100トン以上の食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者による食品廃棄物等の発生量、再生利用の実施量等を把握し、指導等を行うために必要不可欠であるが、報告を行う食品関連事業者の事務負担の軽減を図るため、報告の内容を合理化することを検討する。

## 食品リサイクル法に係る調査点検 (食品関連事業者)

概要：食品リサイクル法に係る啓発指導を行うとともに、食品循環資源の再生利用等の状況について確認し、必要に応じ所要の改善指導を実施。

対象：定期報告提出者のうち再生利用等の実施率が不十分な事業者等

内容：発生抑制、再生利用等の実施内容等の調査。

調査対象者は主に再生利用等実施率の状況により判断。

報告徴収・立入検査（法第24条）

指導・助言（法第8条）

勧告・公表・命令（法第10条）



## 削除を検討する項目

- 定期報告の様式の削除を検討する項目  
以下のいずれにも該当しない項目  
食品廃棄物等の発生量、再生利用の実施量等の把握に必要な項目  
調査点検の対象者の選定に必要な項目  
調査点検を行う前の事前情報として知っておくべき項目

- 削除を検討する項目の例  
過去のデータ  
(過去の定期報告を通じて把握済)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食品廃棄物等の発生量(t)						
対前年度比(%)						

特定肥飼料等の製造量  
(別途、登録再生利用事業者等に対する報告徴収を通じた特定肥飼料等の製造量の把握を検討)

業種	特定肥飼料等の種類	製造量	単位
	肥料		
	飼料		
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤		
	油脂及び油脂製品		
	エタノール		
	メタン		
	小計		

判断の基準となるべき事項の遵守状況  
(別途、食品関連事業者に対する主務大臣の指導等の実施のあり方を検討)

情報の提供	
特定肥飼料等の利用者(特定肥飼料等の製造を委託又は食品循環資源を譲渡している場合にあつては、当該委託先又は譲渡先)に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、必要な情報を提供すること	

## 定期報告制度（つづき）

一方、地域の実情に応じた食品関連事業者の再生利用に係る取組の継続的な改善を促していくため、現在全国一本での実施状況の報告を求めている定期報告の様式を変更して都道府県別のデータの報告を求めることにより、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の都道府県ごとの実施状況について整理・公表することを今後検討する。

また、これにより得られた都道府県別のデータについては、都道府県ごとの食品廃棄物等の発生抑制、再生利用等の推進に役立てるため、地方自治体に提供することを検討する。

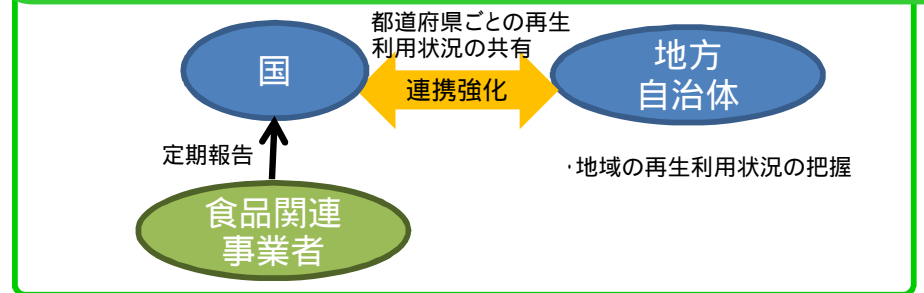
### 追加する項目のイメージ

都道府県別の 発生量、再生利用量（肥料化、飼料化等）の内訳

都道府県	発生量	再生利用量						
		肥料化	飼料化	メタン化	炭化	油脂・油脂製品化	エネルギー化	
A県	225	186	75	90	20	1	0	0
B県	346	298	30	221	45	2	0	0
C県	681	650	231	352	63	0	3	1
...								
合計	1,252	1,134	336	663	128	3	3	1

(単位:t)

### 国と地方自治体が連携した食品リサイクルの推進



地域における食品廃棄物等の発生抑制、再生利用等の推進

# 再生利用手法

循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則や、地域特性と資源特性に応じた地域循環圏の発想の観点等を踏まえつつ、再生利用手法の優先順位を改めて明確化する必要がある。

優先順位については、環境保全を前提として、第一に「モノからモノへ」の再生利用である 飼料化を最優先し、次に 肥料化及びメタン化(消化液を肥料利用する場合に限る。)を推進すべき。その上で、飼料化・肥料化が困難なものについては、メタン化等のエネルギーとしての再生利用を推進するものとすべき。

これまで再生利用が進んでいないフードチェーンの川下(流通、外食)の再生利用をより進めていくため、地域循環圏構築とエネルギー自立型の地域づくりを推進する観点から、メタン化による地域分散型エネルギーの創出と消化液等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループの支援を行う。また、地方自治体による高効率エネルギー利用を行うメタン化施設等の導入について支援を行う。

## バイオマス事業化戦略

## メタン化による地域分散型エネルギーの創出と消化液等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループ

### 戦略5 個別重点戦略

#### (3) 食品廃棄物

…飼料・肥料への再生利用が困難なものについては、関係府省・自治体・事業者が連携し、…メタン発酵によるバイオガス化と消化液の肥料利用…を強力に推進する。

農林水産省の予算事業において、食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進。



## ● 再生利用手法（つづき）

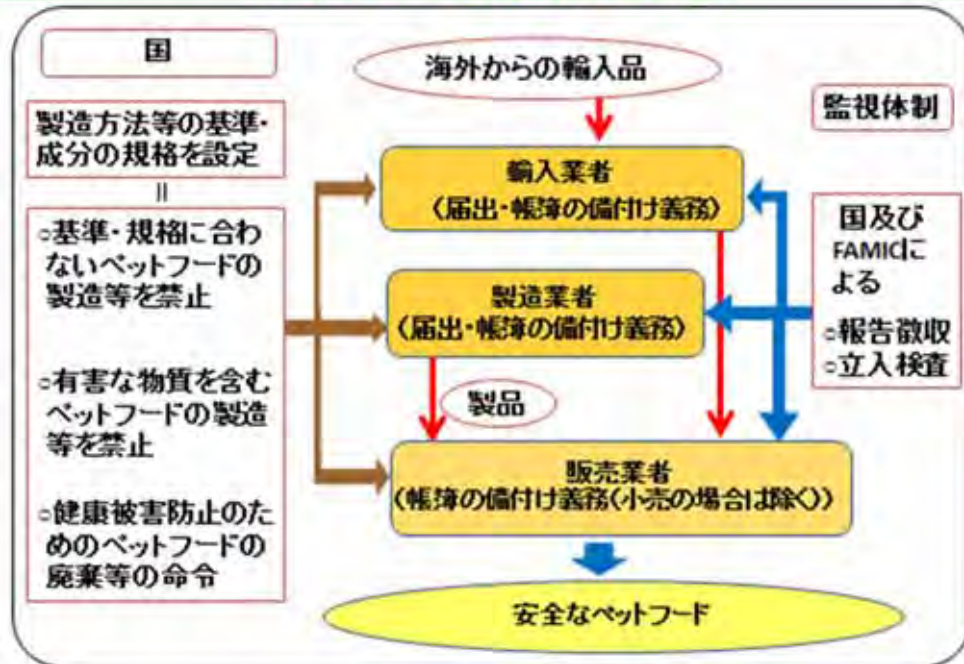
きのこ菌床化、ペットフード化などの手法は、優れた再生利用手法として評価することができる。一方、セメント化は、焼却処理後の残さを活用するものが殆どであることから、食品リサイクル法の再生利用手法として位置づけることは不適切である。

特にペットフード化については、「モノからモノへ」の再生利用を推進する観点からは、畜産用の飼料化と同等に評価しうる再生利用手法である。今後、ペットフード原料としての食品循環資源の利用について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）により定められた基準・規格の厳格な遵守を前提とした上で、その利用の可能性や需要の動向等から判断して適切と判断された場合には、食品リサイクル法の再生利用手法として位置づけることを検討する。

### ■ ペットフードへの再生利用

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）において、製造事業者等に対して国により定められた基準・規格等の遵守の義務付け等により、国内で流通するペットフードの安全が確保される仕組みとなっている。

#### ペットフード安全法の概要



### ■ きのこ菌床への再生利用

主に精穀・製粉業から排出される米ぬか等を培地となるおが粉へ添加し、きのこ菌床として再生利用。

再生利用にあたっては、発酵処理等を行わないため、きのこの成長に有用な有機分を多く含んだ状態で利用されており優れた再生利用手法。

一方、再生利用手法としては限定的な場面において活用される手法であることも踏まえて、引き続き対応を検討すべき。

### ■ セメント原料への再生利用

セメントの主原料は石灰石（カルシウム）、粘土（シリカ、アルミナ）、鉄（鉄分）であるが、これらを含む廃棄物の焼却灰も多く利用されている状況。

食品廃棄物等のセメント原料利用としては、焼却処理後の残さの活用が殆どであることから、循環型社会形成推進基本法の趣旨に照らし、食品リサイクル法の再生利用手法として位置づけることは不適切。しかしながら、限りある資源の有効利用の観点から、焼却残さとして無駄なく利用することが必要。

## ● 熱回収

論点整理に示されているとおり「循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を踏まえ、熱回収は再生利用の次に位置付けられるものとし、再生利用が困難な食品循環資源については、既存の再生利用用途に影響を及ぼさないことを前提としつつ熱回収を促進するため、熱回収の実態を踏まえつつ生ごみからの熱回収効率を適切に評価した上で、熱回収の条件のあり方の検討」を行った。

熱回収の条件は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」で規定されているところであるが、その根拠となったのは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等について」(平成19年11月食農審・中環審答申)に示された熱回収の条件設定に当たって検証された技術的情報であることから、最新の動向を調査した上で、現行の熱回収の条件をなお妥当とするか否かを確認した。

### 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等について」(平成19年11月食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会答申)に示された熱回収の条件のあり方

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等について」(平成19年11月食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会答申)において、食品リサイクル法上の再生利用等の実施と認められる熱回収の条件は、以下のいずれにも該当するものであることが適当であるとされている。

#### 1 再生利用の困難性

##### (1) 再生利用施設の立地状況

食品循環資源の排出事業場を中心として半径7.5kmの円の範囲内に再生利用施設が存在しないこと 又は  
上記 以外の場合において、食品関連事業者が判断基準省令に従って適正に管理等したにもかかわらず次のいずれかに該当することにより、食品循環資源を受け入れることのできる再生利用施設が存在しないこと

ア 当該食品循環資源を搬入することにより、当該再生利用施設の処理能力を超過すること

イ 食品循環資源の種類が、当該再生利用施設において取り扱わない食品循環資源の種類であること

ウ 食品循環資源の塩分濃度等あらかじめ備わっている性状が、当該再生利用施設において取り扱わない食品循環資源であること

##### (2) 得られる熱又は電気の量

食品循環資源の発熱量に応じて、以下の 又は に示す一定量以上のエネルギーが回収され、適切に利用されること。

食品循環資源( に掲げる食品循環資源以外のもの)1トン当たりの利用に伴い得られる熱又はその熱を変換して得られる電気の量が160MJ以上であること。

食品循環資源のうち、廃食油及び同程度の発熱量(35MJ/kg(低位))を有する食品循環資源1トン当たりの利用に伴い得られる熱の量が28,000MJ以上であること。

### ● 熱回収（条件のあり方等についての考え方）

食品廃棄物については、他の廃棄物と比較して含水率が高いという性質があるため、食品廃棄物のみならず他の廃棄物と一体として熱回収の実施が図られているとの実態がある。

また、上記の検証結果から、再生利用施設における食品循環資源の受入状況や、食品循環資源の再生利用と熱回収とのエネルギー効率の比較の状況についてみても、平成19年11月の答申策定時における検討と比較して、優位な差が見られなかったところ。このため、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を踏まえ、食品リサイクル法に定められた食品廃棄物等からの熱回収の条件について、現時点で変更することは妥当でないと考えられる。

一方、塩分・油分の多い食品循環資源など、熱回収の条件に合致し、かつメタン化よりも高いエネルギー回収効率のあるものについては、熱回収を行う場合でも再生利用等実施率に算入できるところ、食品関連事業者においては、熱回収条件の複雑さから、熱回収が十分に検討されていない場合がある。食品リサイクル法上の熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ、食品関連事業者に対する適切な情報提供を図る必要がある。また、廃棄物焼却時にあわせて廃棄物からの熱回収を行うことについて、実態を踏まえ廃棄物全般にわたる施策において推進を図る。

### 熱回収の条件の検証結果の概要

#### < 再生利用施設の状況 >

直近のデータにより、登録再生利用事業者の再生利用施設の立地状況と、登録再生利用事業者における食品循環資源の受入状況の調査を実施。

登録再生利用事業者の約80%が75km以内に位置している食品関連事業者から食品循環資源を収集しており、平成19年11月答申が策定された時期と同様の状況であることが確認された。

#### < エネルギー効率 >

直近のデータにより、メタン化施設と廃棄物発電等におけるエネルギー利用の効率の比較評価のための調査を実施。また、廃食用油等の熱利用との比較において、バイオディーゼル燃料化システムについての最新の動向を改めて確認。

メタン化施設については、発酵廃液の水処理の方式を含めてエネルギー効率を比較しているところ、直近の竣工施設の数少なく、熱回収の条件を変更するまでの判断が困難。また、バイオディーゼル燃料化システムについてもほとんど変化が見られない。



### ●登録再生利用事業者制度

登録再生利用事業者制度は、食品関連事業者から排出される食品循環資源の再生利用を行う再生利用事業者のうち、優良な事業者について、その申請に基づき主務大臣が登録を行うものであり、平成26年2月末現在において179件まで増加するなど裾野が広がり、食品リサイクルの円滑な実施を牽引してきた。

一方で、登録を受けた事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなったものや、適切な再生利用事業が実施されていなかったもの等の不適正事例が発生していることが明らかになっている。

このため、例えば再生利用製品の製造・利用の実績の勘案や、再生利用製品の生産状況の公表の義務付け等、登録に係る要件の強化を検討するとともに、登録再生利用事業者に対する報告徴収等をより積極的に実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者による再生利用事業の適確な実施を確保する必要がある。

また、地域循環圏の構築の観点からも、国・地方自治体を含めた各主体が連携することにより、各地域における優良な登録再生利用事業者の育成をより一層促すとともに、食品関連事業者等との積極的な情報交換等を促進する等により、既存の登録再生利用事業者の更なる優良化の促進を図る必要がある。

#### 登録再生利用事業者による食品廃棄物の不適正処理事案の例

##### 登録再生利用事業者A社

食品残さを肥料化せず、そのまま同社所有の土地に埋め立てていたことが発覚。廃棄物処理法違反として罰金刑及び懲役刑の有罪判決が確定し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可を取り消された。

##### 登録再生利用事業者B社

肥料化の過程でビニール等が混入する等して肥料として使えなくなったものを山林に不法投棄していたことが発覚。廃棄物処理法違反として罰金刑及び懲役刑の有罪判決が確定し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可を取り消された。

##### 登録再生利用事業者C社

堆肥の販売と称する物について、譲渡先の土地に多量に搬入し野積みしていたが、その物には廃プラスチック類が多く混入し、原型を留めた果物等も多く確認され、また強烈な悪臭を発生させていたことから、その物が廃棄物に該当すると判断され、当該野積み等の行為が廃棄物の不適正処理に当たるものとして地方自治体の指導を受けた。

#### 再生利用製品の生産状況の公表を行っている事例

長崎県の登録再生事業者である平木工業株式会社では、自社のホームページ上で肥料化プラント等の稼働状況をリアルタイムでウェブカメラにて公開している。

#### マッチングサイト

食品リサイクルを推進したい食品関連事業者、食品廃棄物をリサイクルしたいリサイクル業者、飼肥料等を利用したい農林漁業者等をマッチングさせるためのサイトづくりを支援。

(平成24年度より飼料化向けのサイトを設置。平成26年度より肥料化・メタン化を追加予定。)



## ●食品リサイクルループ認定制度

食品リサイクルループ認定制度は、食品循環資源を発生させる食品関連事業者、これらについて再生利用を実施する再生利用事業者、また、製造された再生利用製品を利用する農林漁業者等の3者が連携し、再生利用製品の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画について、その申請に基づき主務大臣が認定を行うものであり、平成26年2月末現在において49件まで増加している。食品リサイクルループについては、食品リサイクルの理想的な一形態として更なる推進を図る必要がある。

このため、地方環境事務所、地方農政局等を通じた食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチング等の強化や、地方自治体の理解促進等により、多様な地域におけるリサイクルループの形成を促すべきである。

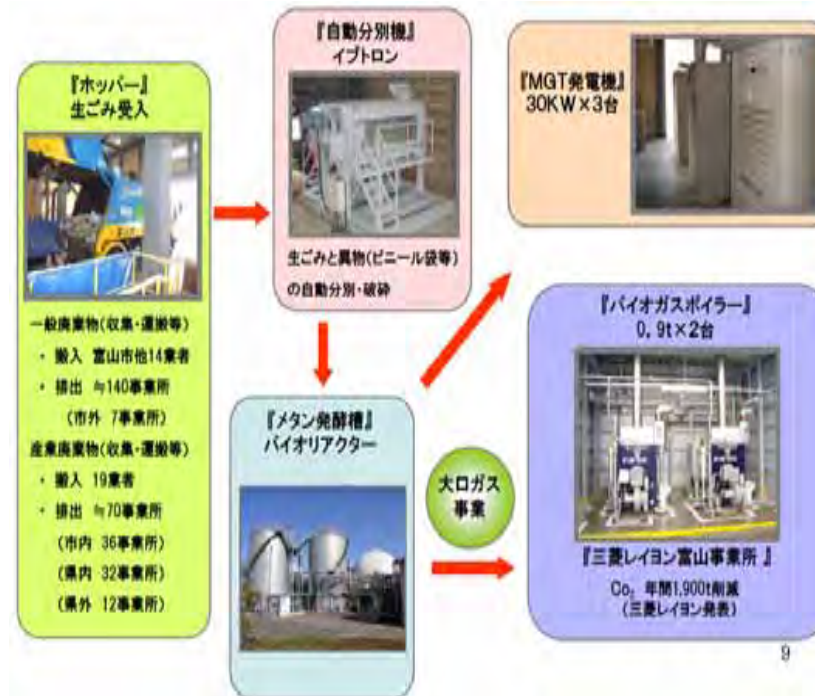
また、メタン化により生じた消化液を活用した食品リサイクルループの構築については、制度の趣旨、既存の再生利用用途への影響回避や環境保全等を前提に、再生利用手法における優先順位を堅持しつつ、これまで再生利用が進んでいない川下を中心とする再生利用の推進による地域循環圏構築推進の観点から、促進を図ることが必要である。

### ■地方環境事務所における取組

循環型社会の形成に向けた取組の一環として、中部地方環境事務所において、平成22～23年度にかけて、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体をメンバーとした協議会を設置し、流通・外食における食品残さの再生利用を行うモデル事業を実施。また、中部地方環境事務所が地元自治体との行政的な調整及び普及・啓発の支援等を行うことで、取組を推進・支援する「サポート事業」も同時に実施した。

平成26年度環境省において、「サポート事業」の経験を踏まえた、関係者のマッチング等の強化事業を試行的に実施。

### ■メタン発酵残さの肥料利用によるリサイクルループの例



富山グリーンフードリサイクル(株)は平成15年度より、食品残さのメタン発酵によるバイオガス発電と、消化液等の堆肥化事業を実施。バイオガスはガスタービン発電により施設内電力として利用するとともに、余剰バイオガスを隣接する工場にボイラー燃料として移送・販売。

消化液等から作られた堆肥は「メタちゃん有機」の名称で近隣の野菜農家等に販売し、生産された野菜はスーパーで販売。堆肥化事業のリサイクルループとして認定。

## ●再生利用施設

食品循環資源の再生利用を推進していくためには、地域の実情や再生利用需給の状況に応じて、地方自治体や民間事業者の設置する再生利用施設に対する支援や既存施設の有効活用方策を検討していくことが必要である。

このため、循環型社会形成推進交付金において、平成26年度より、従来の高効率ごみ発電よりも、さらに先進的な高効率エネルギー利用を行うメタン化施設等について、交付率 1 / 2 の嵩上げ措置を講じ、地方自治体による食品循環資源の再生利用等の取組を加速化させる。

また、併せてエネルギー特別会計予算やバイオマス産業都市関連予算による民間事業者に対する支援も引き続き行っていく。

### 循環型社会形成推進交付金(平成26年度:57,232百万円)

#### 交付率

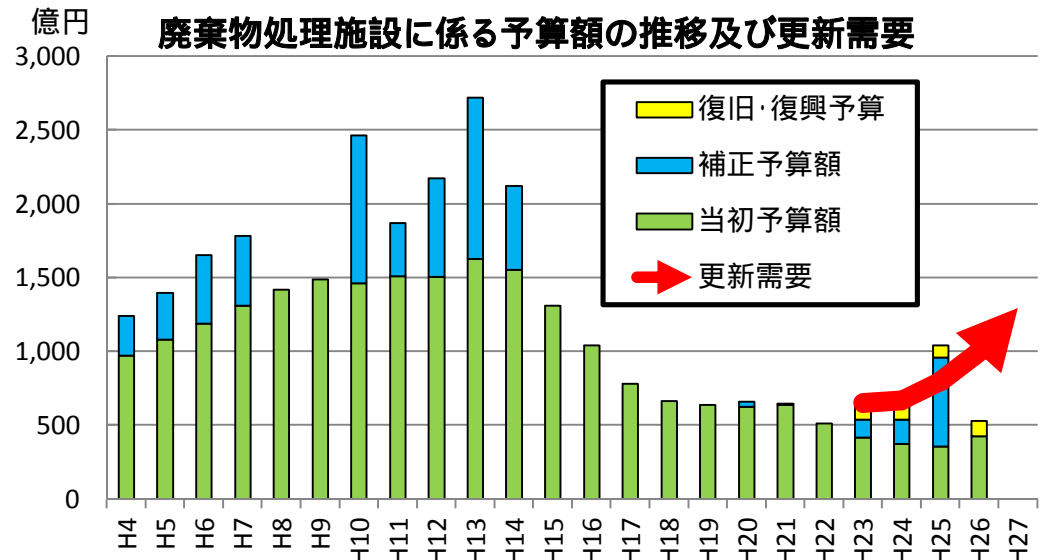
#### 概要

- 市町村が、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)。
- 計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

#### 交付対象施設

- エネルギー回収推進施設  
(ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等)
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設  
(し尿・生ごみ等の資源化施設)
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 等

- 交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。



# 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（平成26年度：800百万円農水省・環境省予算）

## 背景・目的

- 農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自家使用だけでなく広く地域で利用し、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う循環利用システムを構築していくことが必要。
- 今回、新たに水産系残さ物などの新たなバイオマス資源の活用を図るとともに、地下水汚染の原因となる消化液等の残さの適正利用を一層促進し、農山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善の同時達成を図る。

## 事業スキーム

委託対象： 民間事業者 / 地方公共団体  
（ は2地域 ・ は併せて4地域で実施）

## 事業概要

- 食品廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜廃棄物を利用したバイオガス事業（継続）
- 水産系廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜ふん尿と食品廃棄物、あるいは食品廃棄物と水産系廃棄物を組み合わせたバイオガス事業（新規）
- 地下水汚染地域において、自治体が中心となって、家畜ふん尿等を利用するバイオガス事業であって、消化液等の適正利用を推進するもの（新規）
- 但し、再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象施設は不可

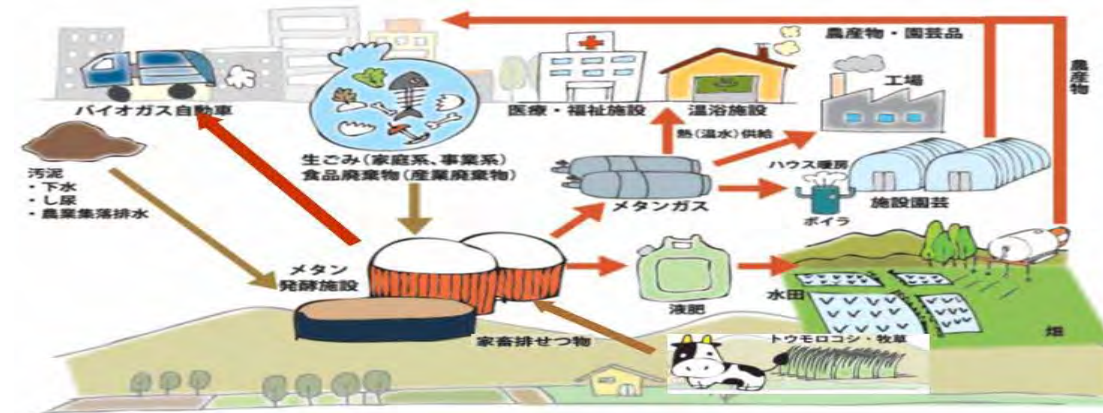
## 期待される効果

- 地域の未利用資源である食品廃棄物及び家畜排泄物のウェット系バイオマス等地域資源の循環による自立・分散型エネルギー供給システムの構築・普及
- 家畜ふん尿や食品廃棄物、消化液等の利用による地域の資源循環推進・地下水の水質改善
- 地域活性化、雇用創出、温室効果ガス削減、地域エネルギー源の強化による環境負荷の少ないまちづくり・むらづくりの推進

## イメージ

農山漁村における食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物を活用して得られるバイオガスを、自家利用に留まらず広く地域で利用する事業をモデル的に実施し、全国へと取組を波及させる。

地域活性化と地産地消型の低炭素社会  
/ 資源循環型社会の構築



# バイオマス産業都市について

バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。

今後5年間に約100地区(各都道府県に2地区程度)のバイオマス産業都市の構築を目指し、関係府省が共同で地域を選定し連携して支援。

関係府省: 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化



## バイオマス産業都市選定の流れ

### バイオマス産業都市構想の募集

- 作成主体: 市町村(単独、複数)・企業共同体等
- 構想の内容: 目指すべき将来像、目標、事業化プロジェクト、地域波及効果、実施体制等

### 提案応募

### バイオマス産業都市選定委員会による審査・ヒアリング・推薦案の決定

- メンバー: バイオマス、環境、エネルギー、投資・金融等の専門家で構成
- 評価の視点: ①先導性、②実現可能性、③地域波及効果、④実施体制

### 7府省によるバイオマス産業都市の選定 (バイオマス活用推進会議)

### バイオマス産業都市構想の実行・具体化

- 関係府省による連携支援(事業化プロジェクト)
- ※関係府省の施策の活用には、別途当該府省の審査・採択が必要

## バイオマス産業都市の選定地域

一次選定地域 8地域  
(H25.6月)

二次選定地域 8地域  
(H26.3月)



## ●先進的な取組の促進

FR認証やエコフィード認証について、食品循環資源の再生利用を推進するために引き続き普及啓発を実施。先進的に食品リサイクルに取り組む優良な食品関連事業者に対して、表彰制度などを活用して評価し、食品関連事業者による食品リサイクルの取組を加速化する。

食品廃棄物のエネルギー利用による温室効果ガス削減の取組を推進するため、食品廃棄物のうち飼料化、肥料化が困難なものについては、メタン化による地域分散型エネルギーの創出とそれに伴う消化液、余熱、CO2の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを引き続き推進する。

平成25年4月より開始されたJ-クレジット制度については、食品廃棄物由来のものを含めたバイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力代替の方法論に基づく登録実績がないことから、制度の普及に努め、食品廃棄物のエネルギー利用による温室効果ガス削減の取組を推進する。

### ■FR認証・エコフィード認証の普及啓発について

#### 食品リサイクル製品 認証・普及制度

食品循環資源(食品廃棄物等のうち有効利用されるもの)から作られた肥料を第三者認証機関が認証し、その肥料で育てた農産物と、その農産物を使用して製造された加工食品に識別マークを与える「食品リサイクル製品 - 認証・普及制度」。

本制度は、財団法人日本土壌協会が運営主体となり実施されている。

実績：13件(平成26年2月現在)



#### エコフィード認証制度

食品循環資源を利用した飼料のうち一定の基準を満たす飼料を「エコフィード」、その飼料で生産した畜産物を「エコフィード利用畜産物」として認証し、識別マークを付与。

本制度は、飼料については一般社団法人日本化学飼料協会、畜産物については公益社団法人中央畜産会が運営主体となり実施されている。

実績：飼料50件、畜産物8件(平成26年2月現在)



## 食品リサイクルに取り組む食品関連事業者に対する表彰制度

### 循環型社会形成推進 功労者表彰

概要：循環型社会の形成に顕著な功績があったものを表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成等に資することを目的。

主催：環境省

募集対象：先駆的又は独創的な取組により、循環型社会の形成について顕著な成果を上げている個人、企業又は団体

### リデュース・リユース・ リサイクル推進功労者等表彰

概要：3Rに率先して取り組み、顕著な実績を挙げている方々を表彰し、これらの活動を奨励することを目的。

主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会

募集対象：循環型社会の形成に向け、3Rに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・地方公共団体等

### 食品産業もったいない大賞

概要：地球温暖化・省エネルギー対策である「熱の有効利用」、「運送システムの効率化」、「食品ロスの削減」、「事業者間による連携」、「消費者と連携した取組」等、顕著な実績を挙げている企業、団体及び個人を表彰し、食品産業の持続可能な発展に資することを目的。

主催：バイオマス資源総合利用推進協議会

募集対象：食品産業の持続可能な発展に向けた地球温暖化・省エネルギー対策をしている企業、団体及び個人

### 食品産業優良企業等表彰

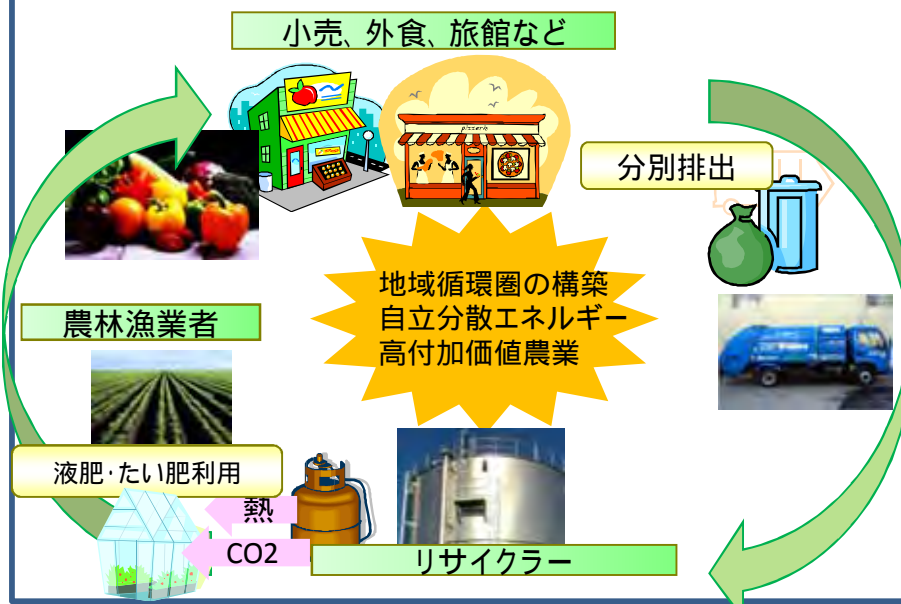
概要：食料資源の効率的利用、省エネルギー・省力化技術を行った企業等を表彰することによって、食品産業界全般にわたる更なる発展に資することを目的。

主催：（一財）食品産業センター等

募集対象：食料品製造業、食料品卸売業、食料品小売業等

食品リサイクル部門あり

## 食品リサイクルループの推進



## J-クレジット制度



資金  
→  
←  
クレジット



# ●技術的支援

エコフィード（飼料化）利用を更に推進するため、リキッドフィーディング等の畜産農家で必要となる機械の導入や飼料化技術の確立・普及に対する支援を実施する。

食品リサイクル肥料の品質・付加価値向上と利用促進のため、肥料製造に係る指標の構築を支援し、基準を普及啓発することにより食品リサイクルを推進する。

メタン化に伴う消化液の肥料利用について、農業者がマニュアルとしている「農業技術指針」に記載するなど、農業者等への普及を促進する。

メタン化とそれに伴う消化液、余熱、CO2の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進するための支援を実施する。

## エコフィードの生産技術の支援

循環型で力強い畜産経営の確立

飼料化情報公開システム



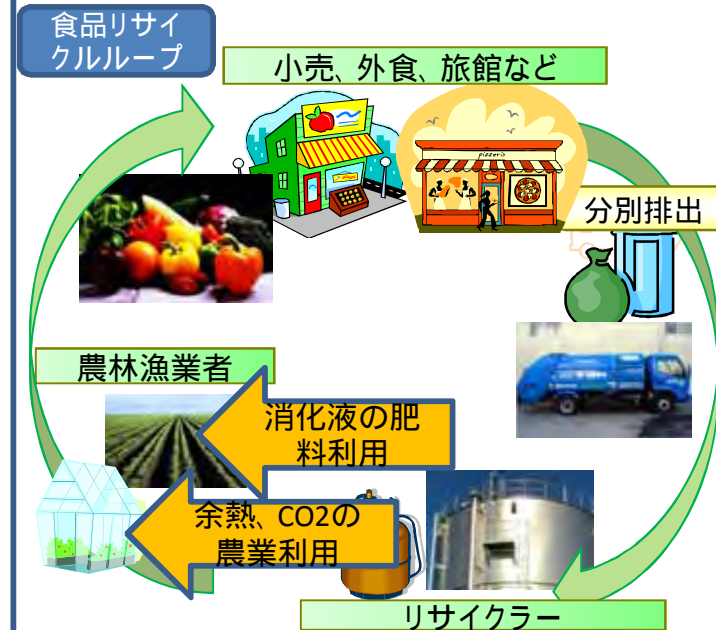
## 食品リサイクル肥料の生産技術の支援

循環型高付加価値農業の推進



## 食品廃棄物のメタン化の技術の支援

再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進



技術支援の対象は   で記載。その他の支援は   で記載。



## 地方自治体の役割

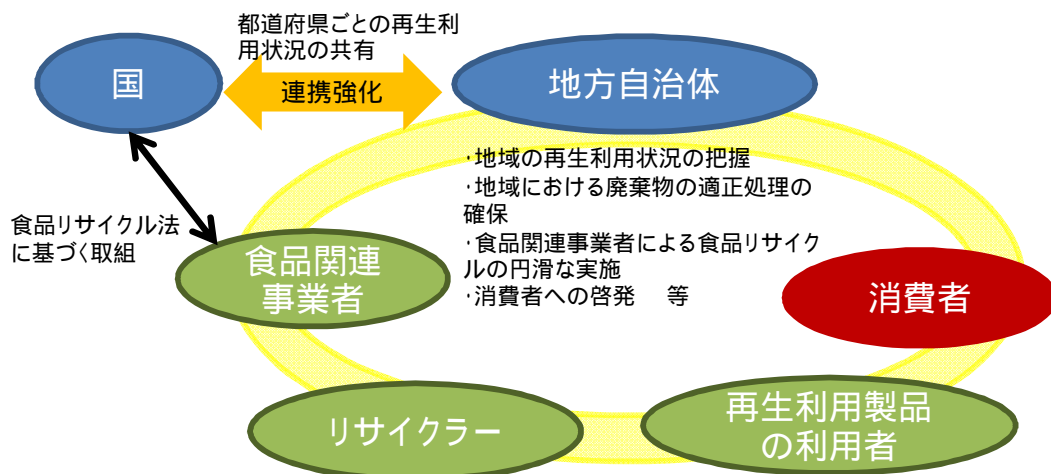
地域における食品循環資源の再生利用等は、各地域での食品循環資源の発生状況、再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方自治体が主体的な役割を担うことが期待され、また食品関連事業者からも地方自治体の関与が要望されている。その中で、区域内における民間の再生利用事業者の把握・育成、関係主体の連携による計画的な食品リサイクルの推進を図ることが有効である。

前述のとおり、定期報告の様式を変更し、都道府県ごとの再生利用等の実施状況を把握することにより、地域ごとの事業者の食品循環資源の再生利用等の取組に資するものとすることを検討。また、国(地方支分部局を含む。)と地方自治体との連携を強化し、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の取組を一層促進するための方策を検討する。

市町村においては、環境保全を前提にしつつ、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等が円滑に行われるよう、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けることが重要。国としても、地域において食品リサイクルの取組が円滑に推進されるよう、必要に応じて地方自治体に対して技術的な助言を行っていくことを検討する。

なお、市町村による食品廃棄物のメタン化等のエネルギー利用をより推進するため、環境省の「循環型社会形成推進交付金」において、平成26年度から、従来の高効率ごみ発電よりも、更に先進的な高効率エネルギー利用を行うメタン化施設等について、交付率1/2の嵩上げ措置を講じる予定。また、市町村における廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進する。

### 国と地方自治体が連携した食品リサイクルのイメージ



定期報告を通じた都道府県ごとの食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施状況の把握

スライド「定期報告制度(つづき)」を参照

「循環型社会形成推進交付金」を通じた市町村によるメタン化等のエネルギー利用の推進

スライド「再生利用施設」を参照

## ● 消費者の役割

食品循環資源の再生利用等の意義に関する消費者への理解を深めながら、食品リサイクルループの取組により生産された食品の積極的な購入や、食品リサイクル肥料の利用など、消費者も食品循環資源の再生利用等の推進に積極的な役割を果たしていくことが必要である。

このため食品関連事業者や地方自治体等が連携して普及啓発を行い、消費者の理解を深めることが重要である。

### ■スーパーの店頭による啓発

ユニー(株)では、食品リサイクルループにより生産された野菜の専用売場を設けて、食品リサイクルループの主旨説明や生産者の紹介などを掲示し、「エコやさい」として販売している。

また、消費者を対象に環境学習、食育を目的として、食品リサイクルループの堆肥場の見学や栽培された野菜の収穫体験等を実施し、地域循環型農業の啓発活動を実施している。

ユニー(株)店頭での販売風景



### ■めぐりふーど



めぐりふーど  
食品リサイクルに取り組んでいます。

「めぐりふーど」は、「めぐり」は循環する、再びもとにかえることを、「ふーど」は食品を表しており、この2つの表現を合わせた造語です。

中部地方環境事務所では、食品リサイクルの取組をより多くの方々が身近に感じ、認知度やイメージの向上等を図ることが、食品リサイクルのより一層の普及には不可欠と考え、食品リサイクルの取組を表す愛称を「めぐりふーど」とし、シンボルマークを公募により決定した。

当該事務所では、この愛称とシンボルマークを、食品リサイクルの取組を行っている多くの方が使用することにより、食品リサイクルの取組の拡大に向けて普及を行っている。

### ● 廃棄物処理法に関する事項

廃棄物処理法の運用に係る地方自治体との連携及び国による関係法令の解釈等の周知を図る観点から、地方環境事務所を通じて、管内の地方自治体の廃棄物行政担当部局に対して、食品リサイクル法を含めた各種リサイクル制度に係る説明会・意見交換を定期的実施するほか、機会を捉えて、地域における食品循環資源の再生利用等の推進、食品リサイクル法に基づく再生利用事業へのより一層の積極的な対応を促す。

その中で、市町村の区域を越えたりサイクルループ事業における食品廃棄物の収集運搬や再生利用が、環境保全を前提に円滑に行われるよう、改めて周知していくとともに、一般廃棄物処理計画における適切な位置付けを行うよう、市町村に対して徹底していく。(例えば食品リサイクルループ認定事業については、当該計画の範囲内において食品廃棄物の再生利用製品の確実な利用が確保されるものであることから、再生利用を実施する者による食品廃棄物の受入れが積極的に後押しされるよう促すこと等を検討)

#### ■ ごみ処理基本計画策定指針

「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省通知)においては、市町村がごみ処理基本計画を策定するに当たって、食品リサイクル法に基づく再生利用等が円滑に行われるよう、計画の中に適切に位置付けることを求めている。

<参考:ごみ処理基本計画策定指針(平成25年6月最終改訂)(抜粋)>  
第2章 3.(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項  
「食品リサイクル法…等に基づき、事業者が再生利用等の処理を廃棄物処理業者等に委託して行う場合があるため、処理主体や広域的な処理を考慮して、計画の中に適切に位置付けることが必要がある。」

第2章 3.(8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法との関係

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律…に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合がある。…これらの場合に再生利用等が円滑に行われるよう配慮することが適当である。」

#### ■ 各種リサイクル法に関するブロック別説明会等

平成22年から、食品リサイクル法を含めた各種リサイクル法について、地方環境事務所のブロックごとに地方自治体の廃棄物行政担当部局に対する「各種リサイクル法に関する説明会」を実施している。

また、機会を捉えて、地方自治体の廃棄物担当部局に対して、「ごみ処理基本計画策定指針」の記述も踏まえ、食品リサイクル法の実施に関し、市町村による一般廃棄物処理計画の策定及び運用が適切に行われるよう周知している。



## ●食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発

食品廃棄物等の発生抑制・再生利用をより一層推進していくためには、各関係主体がそれぞれの取組や制度について理解を深めつつ、相互に連携・協力して取り組み、我が国全体で取組への機運を高めていくことが重要である。

そのためには、国と地方自治体との情報共有や連携を強化し、地域で活動する消費者団体等とも協力しながら、食品関連事業者及び消費者に対する食品リサイクル法の普及啓発や分別の必要性に関する理解醸成を更に進める必要がある。

既に各関係主体において様々な取組が実施されているが、連携して実施することで相乗効果を生み、更に有効な取組となるよう対策が必要である。

あわせて、飼料自給率、食料自給率の向上や環境教育、食育の推進など、関連する多様な政策目的の達成に向けて、関係主体間の連携を強化し、施策の一体的な推進を図ることでの相乗効果を求めていくことが重要である。例えば、学校給食から発生する食品循環資源の再生利用に取り組み、再生利用製品を用いて生産された農畜水産物等を学校給食に利用する取組等も各地で実施されており、これらの取組も交えた食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の環境教育、食育を推進することで、消費者の食品ロス削減行動等に波及する効果も期待される。また、例えば学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の総合的な3Rの促進を図るなど、食品廃棄物のみならず他の廃棄物も含めて総合的な観点からの3Rの促進が重要である。



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

